

## 要排出抑制施設と水銀排出施設の比較表

		要排出抑制施設	水銀排出施設
対象施設		製鉄の用に供する焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、製鋼の用に供する電気炉	石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属製造に用いられる製錬及びばい焼の工程、廃棄物焼却設備、セメントクリンカー製造設備
法令規定事項	排出基準	・自主管理基準の設定(第 18 条の 37)	・排出基準の遵守義務(第 18 条の 33) ・排出基準は、環境省令で定めたもの(第 18 条の 27) ・都道府県等が、排出基準に適合しない水銀等を継続して大気中に排出すると認めるときは、改善勧告・命令の対象となる。(第 18 条の 34)
	届出	(届出の必要はなし)	・水銀排出施設の設置・構造変更の際は、都道府県等への届出が必要(第 18 条の 28、29、30)
	水銀濃度の測定	・水銀濃度を測定し、その結果を記録・保存(第 18 条の 37) (測定法や測定頻度に関する規定はなし)	・水銀濃度を測定し、その結果を記録・保存(第 18 条の 35) ・測定法や測定頻度を省令・告示で規定
	その他	・自主管理基準の達成状況や水銀大気排出抑制措置の実施状況を評価し、公表すること(第 18 条の 37) ・その他水銀大気排出抑制のために必要な措置をとること(第 18 条の 37)	・都道府県等に立入検査及び報告聴取の権限が規定されている。(第 26 条) (取組内容の公表に関する規定はなし)
	罰則	(なし)	・水銀排出施設の設置に関する計画変更命令違反、改善勧告に係る措置命令違反、届出義務違反・虚偽の届出、水銀濃度測定結果の記録・保存義務違反、虚偽の記録に対して、罰則が設けられている。(第 33 条、第 34 条、第 35 条)
インベントリー作成(検討中)		・要排出抑制施設の設置者等から、水銀濃度の測定結果の提供を受けて計算	・水銀排出施設の設置者から、水銀濃度の測定結果の提供を受けて計算

※表中の根拠条文については、令和 2 年 6 月 5 日公布の大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 39 号)による改正(条ずれ)を反映している。